

# 公益社団法人 日本包装技術協会

## 関西支部規則

第1条 本規則は、公益社団法人日本包装技術協会（以下「本会」という）支部運営規則に基づき、関西支部の活動および運営を円滑に遂行するため、定めるものである。

第2条 関西支部は、包装技術等の向上改善を通じて生産、流通および消費の合理化を図り、地域諸企業および地域経済の発展に寄与することを目的とする。

第3条 関西支部は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 包装に関する研究会、講演会、見学会および研修の開催
- (2) 包装に関する資料の収集、整理および配布
- (3) 国内関係機関との連絡、提携
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 関西支部の会員は、本会会員のうち、主として関西、中国、四国方面に所在するものとする。但し、希望により他地域在住会員の当支部所属、および当地域在住会員の他支部所属はこれを妨げない。

2. 正会員とは、本会の目的に賛同し、入会金および会費を納めた法人、個人または団体

第5条 関西支部に次の役員を置くことができる。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 若干名
- (3) 役員 若干名

2. 支部長は関西支部を代表し、会務を総理し、関西支部役員会および関西支部総会を招集しその議長となる。

3. 副支部長は支部長を補佐し、支部長が欠けた時はこれを代理する。

4. 役員は関西支部役員会を通じて、関西支部の重要会務を審議する。

第6条 役員は、関西支部総会において選出し、その任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 任期中において補充された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

3. 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第7条 関西支部役員会は、毎年1回定期に開催し、次の事項を附議するものとする。

- (1) 事業報告および会計報告
- (2) 事業計画および会計計画
- (3) 規則の変更
- (4) その他必要な事項

第8条 関西支部に参与を置くことができる。

2. 参与は、関西支部の運営方針その他に関し、支部長の諮問に応じ意見を具申する。
3. 参与は、関西支部役員会の承認を経て支部長が委嘱する。
4. 参与の任期は2年とする。

第9条 関西支部に運営委員会を置き、さらに業務の運営に必要なときは特別委員会を置くことができる。

2. 委員は、業務の企画および運営の具体的方法その他を審議し、その推進にあたる。
3. 委員長および委員は、会員の中より支部長が委嘱する。
4. 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第10条 関西支部総会は、毎年1回定期に開催し、次の事項を附議するものとする。

- (1) 関西支部役員を選任および解任
- (2) 事業報告および会計報告
- (3) 事業計画および会計計画
- (4) 規則の変更
- (5) その他必要な事項

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 本会の事務を処理するため事務局を大阪市内に置く。

第13条 本規則に特に定めのない事項については、本会の定款および支部運営規則を準用する。

附 則

この規則は、1974年5月20日から実施する。

(1974年5月20日 制定)

(1984年5月30日 改正)

(2002年5月23日 改正)

(2004年5月19日 改正)

(2010年5月19日 改正)

(2012年5月18日 改正)

(2013年5月30日 改正)

(2017年5月31日 改正)

(2020年5月28日 改正)